防整サ第１９７４７号
令和５年９月２１日

大臣官房長
各　　局　　長
施設等機関の長
各　幕　僚　長
情報本部長　　殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
（公印省略）

セキュリティ・ＩＴに係る政府デジタル人材のスキル認定について
（通知）

標記について、橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方（サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定。２９．９．５）及び政府デジタル人材のスキル認定の基準（サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定。３０．１．３１）（以下「スキル認定基準」という。）に基づき、下記のとおり実施するので通知する。

なお、セキュリティ・ＩＴに係る橋渡し人材のスキル認定について（防整情第１１６５４号。３．７．１）は廃止する。

記

１　対象者

セキュリティ・ＩＴに係る政府デジタル人材のスキル認定が必要とされる防衛部員、防衛事務官及び防衛技官とする。

２　認定基準

政府デジタル人材のスキルの認定基準によるものとする。

３　認定手続

⑴　対象者のスキル認定が必要となった際は、防衛省本省の内部部局の対象者にあっては、整備計画局サイバー整備課長が別紙「政府デジタル人材のスキル認定に関する調書」（以下「調書」という。）を作成するものとし、防衛省本省の内部部局以外の機関等にあっては、当該機関等の情報システム担当課長等（別表の左欄に掲げる機関等のそれぞれ右欄に定める者をいう。以下同じ。）が調書を作成し整備計画局サイバー整備課長に通知するものとする。

⑵　整備計画局サイバー整備課長は、前号の調書を作成し、又は通知を受けた場合には大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に申請するものとする。

⑶　大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官は、スキル認定の可否を判断し、スキル認定結果を整備計画局サイバー整備課長に通知するものとする。

⑷　整備計画局サイバー整備課長は、スキル認定結果について、大臣官房秘書課長及び情報システム担当課長等に通知するものとする。

添付書類：１　別紙

２　別表

３　政府デジタル人材のスキル認定の基準（サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定。30.1.31）

別表

機関等	情報システム担当課長等
防衛省本省の内部部局	整備計画局サイバー整備課長
防衛大学校	防衛大学校総合情報図書館事務長
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部企画課長
防衛研究所	防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第２１条の２に規定する共同の部隊を含む。）	統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長
陸上幕僚監部（陸上幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊の部隊及び機関を含む。）	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長
海上幕僚監部（海上幕僚長の監督を受ける海上自衛隊の部隊及び機関を含む。）	海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長
航空幕僚監部（航空幕僚長の監督を受ける航空自衛隊の部隊及び機関を含む。）	航空幕僚監部防衛部事業計画第２課長
情報本部	情報本部計画部長
防衛監察本部	防衛監察本部総務課長
地方防衛局	地方防衛局総務部長
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房総務官

別紙

セキュリティ・ＩＴに係る政府デジタル人材のスキル認定に関する調書

連番	記入年月日	氏名	現官職	申請スキル	役職段階	スキル認定状況				業務経験						研修修了年月日														特記事項（申請側記載）	認定結果（認定側記載）
						係員	係長	補佐（p）	補佐（s）	役職段階	区分	年数	対象期間	官職名等	業務概要	A（①）	A（②）	B（①）	B（②）	B（③）	C（①）	C（②）	C（③）	D1－p1	D1－p2	D1－p3	D2－p1	D2－p2	D1－s1	D2－s1		
										係員級																					
										係長級																					
										部員級																					
										係員級																					
										係長級																					
										部員級																					
										係員級																					
										係長級																					
										部員級																					
										係員級																					
										係長級																					
										部員級																					
										係員級																					
										係長級																					
										部員級																					
										係員級																					
										係長級																					
										部員級																					

政府デジタル人材のスキル認定の基準

平成 30 年１月 31 日
サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・
各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定
平成 30 年３月 30 日一部改定
平成 31 年４月３日一部改定
令和２年４月 17 日一部改定
令和３年３月 30 日一部改定
令和３年９月 30 日一部改定
令和４年５月 27 日一部改定
令和５年６月２日一部改定

１　はじめに

「政府デジタル人材のスキル認定の基本的な考え方」（令和３年９月 30 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）に基づき、政府デジタル人材のスキル認定を行うための全府省庁共通の基準を次のように決定する。

２　スキル認定の区分

政府デジタル人材のスキル認定は、政府デジタル人材として職務を遂行するために必要となるＩＴ・セキュリティに係る知識及び一定の業務経験を有する者に対し行うものとし、認定に係る役職段階等に応じ、「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」及び「課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定」に区分するものとする。

３　スキル認定の基準

スキル認定は、下記（１）及び（２）の要件を満たした者に対して行うことができるものとする。

（１）業務経験

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める経験を有すること。なお、業務のイメージを示せば、下表のとおり。

ア　係員スキル認定　行政機関、民間企業等において、以下のいずれかの業務に通算して２年以上従事した経験

（ア）情報システムに係る企画等業務

①　サイバーセキュリティの確保

②　情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案

③　上記①又は②と併せて行われる業務の運営の改善及び効率化に関する事項についての企画及び立案に関する業務（デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進、業務改革（ＢＰＲ）の推進及びデータ利活用の推進を含む。）

（イ）情報システムに係る運用等業務

○　情報システムに係る設計、構築、保守及び運用

イ　係長スキル認定　係員又は係長級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して２年以上従事した経験

ウ　課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定及び課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定　係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して３年以上従事した経験

表　業務のイメージ

①　ＩＴガバナンス・総括（ＰＭＯ）
○　政府全体・府省庁内の情報システムの統括・監理
○　ＤＸ、デジタル・ガバメント等に関する取組の推進、府省庁内外との調整
○　デジタル人材の確保・育成に向けた広報・研修
②　プロジェクト（ＰＪＭＯ）
○　情報システムの整備・運用に関する企画・立案、府省庁内外との調整
○　個別業務の課題解決に向けた情報システムの活用方策の検討、具体化に向けた設計・構築
○　個別の情報システムに関する計画策定、予算要求、調達手続、運用、課題の整理・反映に至る一連のプロジェクトマネジメント
③　サイバーセキュリティ
○　サイバーセキュリティに関する計画、規程の策定等の企画立案、府省庁内外との調整、監査
○　サイバー攻撃等によるセキュリティインシデント発生時の対処
○　脆弱性対策や職員に対する教育・訓練、普及啓発
④　ＤＸ・ＢＰＲ・データ利活用
○　サービスデザインの実践やＢＰＲの徹底による効率化・行政サービス改革のための企画・立案
○　データの分析や結果の政策の企画・立案への活用
等

（２）研修の修了

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める区分（別紙第１から第３までに定める区分をいう。以下同じ。）の研修を修了し、又は各種資格等を有していること。なお、スキル認定に必要な研修の修了は、別紙１に掲げるデジタル庁が実施する情報システム統一研修（ただし、令和３年８月以前に総務省が実施した情報システム統一研修のうち、別紙１に定めるものを含む。以下「統一研修」という。）の修了を基本とし、統一研修と同等以上として認められるものとして別紙２及び別紙３に掲げる各府省庁独自の研修の修了又は各種資格試験等の合格又は修了をもって代えることができるものとする。

ア　係員スキル認定　Ａ（①）、Ａ（②）、Ｂ（①）、Ｂ（②）及びＢ（③）

イ　係長スキル認定　Ａ（①）、Ａ（②）、Ｂ（①）、Ｂ（②）、Ｂ（③）、Ｃ（①）、Ｃ（②）及びＣ（③）

ウ　課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定　Ａ（①）、Ａ（②）、Ｂ（①）、Ｂ（②）、Ｂ（③）、Ｃ（①）、Ｃ（②）、Ｃ（③）、Ｄ１－ｐ１、Ｄ１－ｐ２、Ｄ１－ｐ３、Ｄ２－ｐ１及びＤ２－ｐ２

エ　課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定　Ａ（①）、Ａ（②）、Ｂ（①）、Ｂ（②）、Ｂ（③）、Ｃ（①）、Ｃ（②）、Ｃ（③）、Ｄ１－ｓ１及びＤ２－ｓ１

別紙１

スキル認定の要件となる統一研修

区分	Ａ（①）	Ａ（②）	Ｂ（①）	Ｂ（②）	Ｂ（③）	Ｃ（①）	Ｃ（②）	Ｃ（③）	Ｄ１－ｐ１	Ｄ１－ｐ２	Ｄ１－ｐ３	Ｄ２－ｐ１	Ｄ２－ｐ２	Ｄ１－ｓ１	Ｄ２－ｓ１
５年度（第２四半期以降）	デジタル・ガバメント基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎（プロジェクト管理で代替可能。）	情報セキュリティ基礎（情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術又は情報セキュリティ運用で代替可能。）	情報システム新任者	ネットワーク基礎（ネットワーク技術で代替可能。）	データベース基礎（データベース技術で代替可能。）	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	IT 調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
５年度（第１四半期まで）４年度３年度２年度31 年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎（プロジェクト管理で代替可能。）	情報セキュリティ基礎（情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術又は情報セキュリティ運用で代替可能。）	情報システム新任者	ネットワーク基礎（ネットワーク技術で代替可能。）	データベース基礎（データベース技術で代替可能。）	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	ＩＴ調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
30 年度29 年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎（プロジェクト管理で代替可能。）	情報セキュリティ基礎（情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術、情報セキュリティ運用又は情報セキュリティに関するｅラーニング（ＮＩＳＣ実施）で代替可能。）	情報システム新任者	ネットワーク基礎（ネットワーク技術で代替可能。）	データベース基礎（データベース技術で代替可能。）	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	ＩＴ調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
28 年度	電子政府基礎	情報システム入門（共通キャリア・スキルフレームワークレベル１）	プロジェクト管理（基礎）（プロジェクト管理で代替可能。）	情報セキュリティ基礎（情報セキュリティ（管理）、情報セキュリティ（技術）又は情報セキュリティに関するｅラーニング（ＮＩＳＣ実施）で代替可能。）	情報システム新任者	ネットワーク基礎（ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	ＩＴ調達と発注管理	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
27 年度26 年度	電子政府基礎	情報システム入門（共通キャリア・スキルフレームワークレベル１）	プロジェクト管理（基礎）（電子政府Ｉ（プロジェクト管理）で代替可能。）	情報セキュリティ基礎（情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。）	電子政府（情報システム新任者）	ネットワーク基礎（ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	電子政府Ｉ（プロジェクト管理）	－	電子政府Ⅲ（システム運用及び保守）	電子政府Ⅱ（システム調達−調達の計画）	電子政府Ⅱ（システム調達−提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）

区分	A（①）	A（②）	B（①）	B（②）	B（③）	C（①）	C（②）	C（③）	D１－ｐ１	D１－ｐ２	D１－ｐ３	D２－ｐ１	D２－ｐ２	D１－ｓ１	D２－ｓ１
25 年度 24 年度	情報化施策基礎	－	プロジェクト管理（基礎） （プロジェクト管理（ＰＭＯ）又はプロジェクト管理（ＰＪＭＯ）で代替可能。）	情報セキュリティ基礎（情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。）	ＰＭＯ／ＰＪＭＯ（情報システム担当）新任者（ＰＭＯ／ＰＪＭＯ構成員（情報システム担当）基礎で代替可能。ただし、平成 27 年度以降の電子政府基礎の修了が条件。）	ネットワーク基礎（ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理（ＰＭＯ）（プロジェクト管理（ＰＪＭＯ）で代替可能。）	－	－	調達管理（調達計画）	調達管理（提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
23 年度 22 年度	情報化施策基礎	－	プロジェクト管理（基礎） （プロジェクト管理（ＰＭＯ）又はプロジェクト管理（ＰＪＭＯ）で代替可能。）	情報セキュリティ基礎（情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。）	ＰＭＯ／ＰＪＭＯ新任者（ＰＭＯ／ＰＪＭＯ構成員基礎で代替可能。ただし、平成 27 年度以降の電子政府基礎の修了が条件。）	ネットワーク基礎（ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理（ＰＭＯ）（プロジェクト管理（ＰＪＭＯ）で代替可能。）	－	－	調達管理（調達計画）	調達管理（提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
21 年度	情報化施策1Ａ（電子政府関連）	－	プロジェクト管理Ⅰ（プロジェクト管理Ⅱで代替可能。）	情報セキュリティⅠ（情報セキュリティⅡ又は情報セキュリティⅢで代替可能。）	ＰＭＯ／ＰＪＭＯ新任者	ネットワーク基礎（最新情報技術（ネットワーク）で代替可能。）	最新情報技術（データベース）	情報セキュリティⅡ及び情報セキュリティⅢ	プロジェクト管理Ⅲ（プロジェクト管理Ⅱで代替可能。）	－	－	調達管理Ⅱ	調達管理Ⅲ	情報セキュリティⅡ及び情報セキュリティⅢ	情報セキュリティⅡ及び情報セキュリティⅢ

別紙２

スキル認定の要件となる各府省庁独自の研修

区分	A（①）	A（②）	B（①）	B（②）	B（③）	C（①）	C（②）	C（③）	D１－ｐ１	D１－ｐ２	D１－ｐ３	D２－ｐ１	D２－ｐ２	D１－ｓ１	D２－ｓ１
ＮＩＳＣ初任者研修（内閣官房）［令和元年度研修以降］															○
各府省庁ＣＳＩＲＴ要員に対する情報セキュリティインシデント対処訓練（内閣官房）［令和２年度研修以降］														○	
ＣＹＭＡＴ研修（内閣官房）［令和２年度研修以降］														○	
ＩＴパスポート研修（金融庁）		○													
情報セキュリティマネジメント研修（金融庁）［令和元年度研修以前］				○				○							
情報セキュリティマネジメント研修（金融庁）［令和２年度研修以降］				○											
法務局・地方法務局職員コンピュータ研修（ｅラーニング）（法務省）［令和２年度名称変更］		○				○	○								
法務局・地方法務局情報セキュリティ研修（法務省）［令和３年度研修以前］				○											
外務省情報システム入門研修（外務省）		○													
財務総合政策研究所　融資事務研修（通信制）ＩＴパスポートコース（財務省）		○													
国税庁税務大学校　専門官基礎研修（財務省）		○													
国税庁税務大学校　普通科（財務省）		○													
国税庁税務大学校　社会人基礎研修（財務省）		○													
国税庁税務大学校　専科（財務省）［平成 30 年度研修以前］		○													

区分	A（①）	A（②）	B（①）	B（②）	B（③）	C（①）	C（②）	C（③）	D１－ｐ１	D１－ｐ２	D１－ｐ３	D２－ｐ１	D２－ｐ２	D１－ｓ１	D２－ｓ１
国税庁税務大学校　本科（財務省）［令和元年度研修以前］		○													
国税庁　プロジェクト管理者研修（財務省）［令和３年度研修以前］			○						○						
国税庁　アプリケーションエンジニア研修（財務省）［令和４年度研修以降］		○	○	○			○								
国税庁　アプリケーションエンジニア研修（財務省）［令和３年度研修以前］		○	○				○		○						
国税庁　情報システム（ＳＥ）研修（財務省）		○		○		○	○								
国税庁　オープンシステム研修（集合研修）（財務省）［令和３年度研修以前］		○									○				
国税庁　システムアドミニストレータ上級研修（財務省）［令和４年度研修以降］		○				○									
国税庁　システムアドミニストレータ上級研修（財務省）［令和３年度研修以前］		○		○		○		○			○				
国税庁　情報セキュリティ研修（財務省）［令和元年度研修以前］				○				○							
国税庁　情報セキュリティ研修（財務省）［令和２年度、３年度研修］				○											
国税庁　ＩＣＴの基礎（ｅラーニング）(財務省)［令和元年度研修以降］		○													
デジタル改革に向けた政府の取組研修（厚生労働省）［令和２年度研修以降］［令和３年度名称変更］	○														
情報システム入門研修（厚生労働省）［令和２年度研修以降］		○													

区分	A（①）	A（②）	B（①）	B（②）	B（③）	C（①）	C（②）	C（③）	D１－ｐ１	D１－ｐ２	D１－ｐ３	D２－ｐ１	D２－ｐ２	D１－ｓ１	D２－ｓ１
システム整備・運用（ＰＪＭＯ業務）講習会（農林水産省）［令和２年度名称変更］					○										
ＩＴパスポート研修（農林水産省）		○													
基本情報技術者研修（農林水産省）		○	○	○											
応用情報技術者研修（農林水産省）		○	○	○		○	○	○							
情報セキュリティインシデント机上演習（農林水産省）［令和３年度研修以降］														○	
総合課程　情報ネットワーク・セキュリティ基礎研修（国土交通省）	○			○	○	○		○							
総合課程　情報システム調達管理研修（国土交通省）	○		○		○							○	○		
航空保安大学校航空電子科研修（国土交通省）		○				○									
航空交通管制技術職員基礎研修（国土交通省）		○				○									
システム専門官基礎研修（国土交通省）	○	○	○	○	○		○	○	○					○	
ISAD プロジェクトマネジメント特別研修（国土交通省）			○						○						
ISAD セキュリティ特別研修（国土交通省）				○				○						○	
情報管理研修（Ⅱ）（国土交通省）						○								○	
セキュリティ・ＩＴ人材育成研修（国土交通省）				○				○							○
情報管理研修（Ⅰ）（国土交通省）				○		○									
管区情報通信業務ネットワーク技術研修（東京管区気象台）（国土交通省）［令和２年度研修以前］				○		○									

区分	A（①）	A（②）	B（①）	B（②）	B（③）	C（①）	C（②）	C（③）	D１－ｐ１	D１－ｐ２	D１－ｐ３	D２－ｐ１	D２－ｐ２	D１－ｓ１	D２－ｓ１
管区情報通信業務能力・技術力向上研修（大阪管区気象台）（国土交通省）［平成30年度名称変更］［令和２年度研修以前］				○		○									
情報通信業務及びセキュリティ能力・技術向上に関する技術指導（沖縄気象台）（国土交通省）［平成30年度名称変更］［令和２年度研修以前］				○		○									

別紙３

スキル認定の要件となる各種資格試験等

※　平成 13 年以降のいずれかの資格試験等に合格又は修了していることを要件とする。

区分	A（①）	A（②）	B（①）	B（②）	B（③）	C（①）	C（②）	C（③）	D１－ｐ１	D１－ｐ２	D１－ｐ３	D２－ｐ１	D２－ｐ２	D１－ｓ１	D２－ｓ１
ＩＴパスポート試験		○													
情報セキュリティマネジメント試験		○	○	○											
基本情報技術者試験		○	○	○											
応用情報技術者試験		○	○	○		○	○	○							
ＩＴストラテジスト試験		○	○	○		○	○	○							
システムアーキテクト試験		○	○	○		○	○	○							
プロジェクトマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
ネットワークスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○						○	
データベーススペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
エンベデッドシステムスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
ＩＴサービスマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
システム監査技術者試験		○	○	○		○	○	○		○					
情報処理安全確保支援士（法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む。）		○	○	○		○	○	○						○	
実践的サイバー防御演習（CYDER）B-2 コース														○	